

18 監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 2 月 2 日

福岡市監査委員 浜鬼竹福 田塚本田 一敏忠 雄満弘健
福岡市監査委員 浜鬼竹福 田塚本田 一敏忠 雄満弘健

〔監査結果に対する措置通知文〕

総行第 485 号
平成 17 年 11 月 28 日

福岡市監査委員 浜鬼竹福 田塚本田 一敏忠 雄満弘健 様
福岡市監査委員 浜鬼竹福 田塚本田 一敏忠 雄満弘健 様

福岡市長 山崎 広太郎

定期監査結果に関する措置について（通知）

財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理の監査について，監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

13 監査公表第 1 号（平成 13 年 1 月 25 日付 福岡市公報第 4854 号（別冊）公表）分	・・・・・・・・ 2 件
14 監査公表第 14 号（平成 14 年 9 月 5 日付 福岡市公報第 5007 号（別冊）公表）分	・・・・・・・・ 1 件
15 監査公表第 8 号（平成 15 年 6 月 26 日付 福岡市公報第 5082 号（別冊）公表）分	・・・・・・・・ 2 件
17 監査公表第 1 号（平成 17 年 2 月 7 日付 福岡市公報第 5233 号（別冊）公表）分	・・・・・・・・ 30 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

第 1 13 監査公表第 1 号(平成 13 年 1 月 25 日付 福岡市公報第 4854 号(別冊) 公表)分

(事務監査)

第 7 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>5 日々雇用臨時的任用職員について</p> <p>発掘調査に係る日々雇用臨時的任用職員について、次のような事例が認められたので、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 臨時的任用職員の雇用にあたっては、臨時的任用の手続きに関する規程に基づく手続きを行わなければならないが、任用伺や辞令書交付などの手続きを行わずに雇用を行っていた。 (埋蔵文化財課)</p>	<p>5</p> <p>(1) 発掘及び整理に係る調査員については、平成 16 年 4 月 1 日から、2 ヶ月の期間任用職員にあらため、任用にあたって任用伺、辞令交付等の手続きを行った。 また、発掘作業員等日々雇用職員の任用については、事前登録制に基づく任用とし、登録及び任用事務手続き、登録名簿台帳等の整備など、平成 14 年 4 月 1 日から手続きを改め、臨時的任用の手続きに関する規程に基づく手続きを行った。</p>
<p>(2) 臨時的任用職員について、地方公務員法では継続する 1 年以上の任用は認めていないが、1 年以上の長期にわたる雇用を行っているものがあつた。 (埋蔵文化財課)</p>	<p>(2) 発掘及び整理に係る調査員については、平成 16 年 4 月 1 日から、2 ヶ月の期間任用職員にあらため、地方公務員法上適切な任用が行われるように改善した。 また、発掘作業員等日々雇用職員の任用については、平成 14 年 4 月 1 日から事前登録制に基づく月 12 日以内の任用とし、地方公務員法上適切な任用が行われるように改善した。</p>

第 2 14 監査公表第 14 号(平成 14 年 9 月 5 日付 福岡市公報第 5007 号(別冊) 公表)分

(事務監査)

(5) 建築局

監査の結果	措置の状況
イ 公有財産の利活用方策について	イ 市営住宅建設のため土地を購入

<p>検討を求めるもの</p> <p>公有財産は、その目的又は用途に従い最も効率的に使用しなければならない。しかしながら、平成2年度に取得した能古島の公営住宅用地については、取得後長期間経過しているにもかかわらず、現在まで未利用のまま、利用計画の策定や地元合意が完全にはなされていない状況にあった。住宅用地としての利用を含め、能古島の活性化を図るうえでの利活用方策について、地元・関係局区との協議を進め、早急に取扱方針を定められたい。</p> <p>(住宅政策課)</p>	<p>していたが、建設段階に入り、地元住民の反対がありこれを断念し未利用地となったもの。</p> <p>については、地元組織の「新開土地推進委員会」と福岡市が共働り、検討した結果、特別養護老人ホームを中心とした福祉施設の建設が望ましいという意見を踏まえ、建築局所管用地活用について平成16年4月7日付で取組み方針を決定した。</p>
--	--

第3 15 監査公表第8号(平成15年6月26日付 福岡市公報第5082号(別冊) 公表)分

(事務監査)

3 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>(1) 委託契約の設計積算の見直しについて検討を求めるもの</p> <p>委託契約に係る設計金額の積算については、委託する業務の内容や量に応じたものでなければならないが、平成13年度「患者消毒・感染症患者及び精神障害者等移送業務委託」の設計金額の積算において、次のような事例が認められた。設計の積算方法について、見直しの検討をされたい。</p> <p>ア 常時待機職員として1名分の人件費を計上しているが、委託業務の発生件数は月平均で数件程度であり、かつ、受託先では当該委託業務のための専任職員は配置されておらず、受託先の従業員が兼務していた。</p> <p>(保健予防課)</p>	<p>(1)</p> <p>ア 平成16年度契約より、次の見直しを行った。</p> <p>[人件費] 平日昼間は、常時1名待機1日分で積算していたものを車両整備等本業務に要する作業時間(3時間)分で積算した。また、平日夜間(17時~19時)従事分を積算から削除した。</p>

5 区役所

監査の結果	措置の状況
<p>【早良区役所】</p> <p>(2) 公有財産の管理事務について注意を求めるもの</p> <p>公有財産の管理に当たっては、公有財産台帳の記録及び保管並びに公有財産の管理に必要な資料の整備等に努めなければならない。しかしながら、水路使用の許可事務において、水路に工作物、物件又は施設を設けて水路を使用しようとする者は、水路使用許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならないとされているところ、水路使用許可申請書の提出がないまま、無断で宅地通路用橋などが設けられているものが見受けられた。</p> <p>今後、公有財産の管理に当たっては、福岡市公有財産規則等に則り、適正な管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(維持管理課)</p>	<p>(2) 実態調査を行い、平成 15 年度から許可申請の指導を行った。今後は公有財産の管理にあたっては、福岡市公有財産規則等に則り、適正な管理を行うよう所属職員に対し口頭により指導を行った。</p>

第 4 17 監査公表第 1 号 (平成 17 年 2 月 7 日付 福岡市公報第 5233 号 (別冊) 公表) 分

(事務監査)

1 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>負担金交付先団体の適正な会計経理事務について指導等を求めるもの</p> <p>市は負担金を交付した団体の会計経理事務が適正に行われているか、関係書類等により調査確認するとともに指導・監督する必要がある。しかしながら、平成 15 年度「ハートフルフェスタ福岡開催負担金」の交付先団体の経理事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、交付先団体に対して、適正な会計経理事務がなされるよう指導等を行われたい。</p>	

<p>ア 「「ハートフルフェスタ福岡 2003」企画運営管理・設営撤去業務委託」の契約変更において、設計変更に基づき契約金額を変更すべきところ、変更設計書を作成せずに、受託者が提出した見積書の追加経費を変更額としていた。</p>	<p>ア 「「ハートフルフェスタ福岡 2003」企画運営管理・設営撤去業務委託」契約変更については、負担金交付先団体であるハートフルフェスタ実行委員会に対し、適正な会計経理事務がなされるよう指導した。なお、実行委員会においては、平成 16 年度「ハートフルフェスタ福岡 2004」では、指摘事項を踏まえ、契約金額変更の際に、変更設計書を作成し、それに基づき、契約額の変更を行った。</p>
<p>イ 登録団体・行政機関支援金の支給額の確定において、各団体の対象経費の支出内容を領収書等で確認するとしているが、領収書等の提出がないまま確定しているものがあった。 (人権啓発センター)</p>	<p>イ 登録団体・行政機関支援金の支給額の確定については、ハートフルフェスタ実行委員会に対し、適正な会計経理事務を行うよう指導した。なお、実行委員会においては、平成 16 年度「ハートフルフェスタ福岡 2004」では参加団体から提出された領収書を審査し、支援額の確定を行った。</p>

2 都市整備局

監査の結果	措置の状況
<p>実行委員会に対し適正な予算の執行等について指導を求めるもの</p> <p>第22回全国都市緑化ふくおかフェア実行委員会においては、同会計規程により、予算の適正な管理及び執行を行う必要がある。しかしながら、平成15年度の予算の執行等において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、実行委員会において、適正な予算執行等の事務処理がなされるよう指導されたい。</p> <p>ア 予算を管理するうえで重要な事務処理である予算の流用事項について、決裁権者の決裁を受けないまま執行等が行われ不適切な処理となっていた。</p>	<p>第 22 回全国都市緑化ふくおかフェア実行委員会に対して、予算の執行管理及び関係帳簿の整理・記帳については、同会計規程に基づき、適正な管理及び執行を行うよう書面により指導した。</p>

<p>イ 予算整理簿は，正確に記録されなければならないが，流用増の科目及び流用減の科目において流用月日が相違しているものなどが見受けられた。</p> <p>(都市緑化ふくおかフェア(総務)担当)</p>	
---	--

3 下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>ア コンポスト製品の資産計上のあり方について検討を求めるもの</p> <p>商品等営業目的に係る資産は棚卸資産として流動資産に分類されるため，財団法人福岡市下水道資源センターが在庫管理しているコンポスト製品の資産計上のあり方について検討されたい。</p> <p>(管理課)</p>	<p>ア コンポスト製品の資産計上のあり方については，製造した段階で商品等営業目的の資産と分類して，全て(財)福岡市下水道資源センターへ販売を行うとともに，同財団において資産計上を行うよう同財団を指導した。</p>
<p>イ 負担金交付先団体の適正な会計経理事務について指導等を求めるもの</p> <p>市は負担金を交付した団体の会計経理事務が適正に行われているか，関係書類等により調査確認するとともに指導・監督する必要がある。しかしながら，平成15年度「多々良川水系改修事業促進協議会負担金」の交付先団体において，個人負担が適当と思われる経費を支出しているものが見受けられた。</p> <p>今後，交付先団体に対して，適正な会計経理事務がなされるよう指導等を行われたい。</p> <p>(河川計画課)</p>	<p>イ 負担金交付先団体に対して，適正な会計経理事務を行うよう，指導を行った。なお，交付先団体においては，指摘された経費については，参加者個人の負担とし，戻入処理が行われた。</p>
<p>ウ 物品管理事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>物品は，その性質，用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し，又は管理しなければなら</p>	<p>ウ 財団法人下水道資源センターが使用する物品の管理事務については，備品台帳に記載のなかった全ての物品について，同財団の備品として記載を行い，使用者である同財団にて一元的かつ適正に</p>

<p>ない。しかしながら，財団法人福岡市下水道資源センターの使用に供している物品の所管が不明確であった。</p> <p>物品管理事務については，適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(管理課)</p>	<p>管理を行うよう指導した。</p>
---	---------------------

4 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>服装等貸与物品について適正な管理を求めるもの</p> <p>消防音楽隊の服装等管理状況については，適宜検査するとともに，服装等貸与整理簿を作成し，適正な管理を行わなければならないが，物品管理等において，次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後，服装等貸与物品については，関係規則等に基づき適正な管理をされたい。</p> <p>ア 物品出納簿においては，被服購入時の受入数量は記帳されているものの，個人貸与時の払出数量については記帳されていなかった。また，異なる品名が混在して記帳されていたことや，年度毎の繰越処理が行われていなかったこと等から，いつ誰に貸与したものが判別できず，正確な在庫がわからない状況となっていた。</p> <p>イ 服装等貸与整理簿が平成13年度中途から記帳されていなかった。</p> <p>(総務課)</p>	<p>ア 物品出納簿への記帳については，福岡市会計規則に基づき，個人貸与時の払出数量を記帳し，年度の繰越処置を行った。また，会計規則，要綱等に基づく正確な物品管理を行うように職員に周知徹底した。</p> <p>イ 消防音楽隊の服装等管理は「服装等貸与整理簿」「物品出納簿」が存在していたが，物品出納簿により管理ができることから，管理の一元化，事務の簡素化を図り「福岡市消防音楽隊の服装等に関する要綱」の見直しを行い，「服装等貸与整理簿」を廃止した。</p>

5 交通局

監査の結果	措置の状況
<p>委託契約事務について注意を求め るもの</p> <p>委託契約事務に当たっては、事前 に契約を締結し、契約内容に従って 業務を履行させなければならない。 しかしながら、平成15年度福岡市高 速鉄道3号線六本松工区家屋事後調 査等業務委託は、事前調査に基づい て沿道建物等の事後調査を写真で報 告するものであるが、調査箇所の一 部が契約締結前に撮影されていた。 今後、委託契約事務に当たっては、 契約書及び関係法令等に基づき、適 正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(工事対策課)</p>	<p>委託契約事務については、関係法 令等を遵守して契約内容に基づき、 適正な事務処理を行うよう所属職員 に対し職場研修を実施し、周知徹底 を図った。</p> <p>また、受託業者に対しても今後こ のようなことがないよう指導した。</p>

6 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>ア 自動車借上の契約事務について 検討を求めるもの</p> <p>自動車借上の契約事務におい て、見積もり相手とする業者につ いては、履行能力とともに競争性 にも考慮し、市場の実態や制度に 即した幅広い視点から選定する必 要がある。しかしながら、平成16 年度の「自動車借上契約(自然教 室用貸切バス)」において、次の ような事例が見受けられた。</p> <p>今後、自動車借上の契約事務に 当たっては、業者の選定理由を明 確にするとともに、経済性を考慮 した契約方法について、十分検討 されたい。</p> <p>(ア) 市内を3ブロックに分けて 特定の業者を選定していたが、 履行可能業者の把握が不十分で あり、特命による随意契約とす</p>	<p>ア 自動車借上の契約事務につ いては、平成17年度の自動車借上 契約(自然教室用貸切バス)につ いて、以下のように業者の選定理 由を明確にするとともに、経済性 を考慮して契約方法を見直した。</p> <p>(ア) 業者の選定基準として円滑に バス配車業務を履行するため に、市内に事務所を有し、当該 区域を熟知している、また、バ</p>

<p>る根拠が希薄なものとなっていた。</p> <p>(1) 設計金額と見積金額が全て同一であった。</p> <p>(学校教育課)</p>	<p>ス保有台数が一定水準を満たすものとした。</p> <p>(1) 平成 17 年度の自動車借上契約（自然教室貸切バス）については、複数業者を選定し、見積り合わせを行ったうえで契約を締結した。</p>
<p>イ 委託契約事務について注意を求めるもの</p> <p>事業活動により生じた産業廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、平成 15 年度及び同 16 年度において、赤煉瓦文化館の雑排水槽に係る産業廃棄物の処理については、排出事業者である当該施設の使用許可業者が行うこととなっておらず、市が発注した「赤煉瓦文化館ねずみ及び害虫等防除業務委託」に産業廃棄物の処理業務を含めた契約がなされていた。</p> <p>今後、委託契約事務に当たっては、十分注意されたい。</p> <p>(文化財整備課)</p>	<p>イ 当該施設の使用許可業者に対して雑排水槽に関する設備面の説明を行うとともに「赤煉瓦文化館ねずみ及び害虫等防除業務委託」の契約変更を行った。</p> <p>さらに、産業廃棄物の適正な処理について所属職員に対し口頭で指導を行った。</p>

(工事監査)

1 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算について注意を求めるもの</p> <p>平成 15 年度「吉岐東公民館改築工事」 (契約金額 1 億 2,379 万 5,000 円)</p> <p>設計書の作成において、一般管理費等の額を建築工事諸経費計算表から転記する際に誤って計上していた。</p> <p>今後は十分注意し、適正な積算に努められたい。</p> <p>(公民館整備課 建築局施設建設課関連)</p>	<p>設計積算については、今後適正な処理に努めるよう設計担当課である建築局施設建設課に書面にて通知し、所属職員への周知徹底を図った。</p>

2 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 契約事務について注意を求め るもの</p> <p>平成14年度「消防庁舎等外壁調 査業務委託」 (契約金額630万円)</p> <p>本委託は二級建築士の資格要件 を設けた専門的な調査であり、支 出負担行為伺書の決裁区分は「福 岡市消防局部長以下専決規程」に よると部長決裁が必要であったが 、課長決裁となっていた。</p> <p>今後は十分注意し、適正な契約 事務を図られたい。</p> <p>(管理課)</p>	<p>ア 契約事務において、業務内容を 十分に精査し、関係規程に基づき 適正に執行するよう所属内で研 修を行い、職員へ周知徹底した。</p>
<p>イ 設計積算及び施工管理について 改善及び注意を求めもの</p> <p>(ア) 平成15年度「博多消防署移転 改築衛生設備工事」 (契約金額3,759万円)</p> <p>a 博多消防署は防災拠点とし て、ライフライン遮断時にお ける事務所活動の確保のため、汚 水貯留槽・雨水利用の 貯水槽を備えている。 それらを災害時に有効活用す るためには、公共下水道に接続 されている污水管を署内の汚 水貯留槽へ切替る配管施工を したり、雨水貯水槽から中水道 水槽へポンプ車等を使用し、雨 水を送る作業が必要であ るなど、非常時にその機能を発 揮するために人員と機材の配 置を要する設備となっている。 建設計画時に、迅速に機能が発 揮できるような設備システム について十分な検討が必要で あったと思われる。</p>	<p>イ</p> <p>(ア)</p> <p>a 設備の切替方法を図示した マニュアルを掲示するととも に、継続的に周知するため、 設備の位置及び切替方法を 「消防署災害警備本部設置要 綱」に明示し、毎年行う警備 本部設置訓練においてこの設 備の確認を行うこととした。 今後も、設計時にあらゆる方 法を検討し、合理的かつ有効 的な設計に努める。</p>

<p>今後、同様施設の建設にあたっては、綿密な計画検討を図りたい。</p> <p>また、これらの署内設備について周知徹底しておくために、設備管理マニュアル、災害用設備標示等の整備をされたい。</p> <p>(管理課 建築局設備課関連)</p>	
<p>b 機械設備工事共通仕様書によると、高さ1.0mを超える厨房機器等は、地震時に転倒及び位置ずれを起こさないように床又は壁に固定することとなっているが、本工事においては固定されていなかった。</p> <p>機械設備工事共通仕様書に基づき、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(管理課 建築局設備課関連)</p>	<p>b 厨房機器については、機械設備工事共通仕様書に基づき壁に固定した。今後、工程会議等において、請負業者に仕様書に基づく適正な施工を行うよう指導する。</p>

3 水道局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求めるもの</p> <p>(ア) 平成14年度「別館改造その他工事変更設計業務委託」 (契約金額396万9,000円)</p> <p>委託料算定にあたっては、建築局の「建築工事設計等業務委託料算定基準」に基づき算定を行っていたが、技術者報酬日額など一部内容に誤りがあった。</p> <p>今後は十分注意して、適正な積算に努められたい。</p> <p>(経理課 設備課関連)</p>	<p>ア</p> <p>(ア) 委託料算定については、「建築工事設計業務委託設計チェックリスト」を新たに作成し、チェック体制を強化した。</p>
<p>(イ) 平成14年度「城南区西片江地内 1100mm外配水管仮設工事」 (契約金額3億6,539万6,850円)</p> <p>深礎工の設計積算において、基準書に記載されているライナー</p>	<p>(イ) 設計積算にあたっては、「主観に捕らわれない設計歩掛の遵守」と「チェックリストに基づく審査の充実」を行うよう所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。</p>

<p>プレート掘削土留工の適用歩掛は、寸法により適用区分が設定されているが、この区分を誤っていた。</p> <p>今後は十分注意して、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(中部管整備課)</p>	
<p>(ウ) 平成14年度「博多区西月隈6丁目地内配水管布設工事」 (契約金額1,735万1,250円)</p> <p>「建設発生土指定処分に関する運用」では、建設発生土処分の設計積算において建設発生土が規定以上発生する工事は、原則として指定処分、規定以下の工事についても極力指定処分とし、各処分場までの運搬費と処分費の合計を比較し、安価な処分場で設計をすることとなっているが、比較検討されずに自由処分として設計されていた。</p> <p>今後は十分検討され、経済的な設計積算を図られたい。</p> <p>(東部管整備課)</p>	<p>(ウ) 建設発生土処分の設計積算については、「建設発生土指定処分に関する運用」の認識及び建設発生土の運搬・処分における経済的な比較検討するよう、所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。</p>
<p>(I) 平成14年度「東区箱崎3.4丁目地内 600mm配水管布設工事」 (契約金額3,916万1,850円)</p> <p>土留工に使用するライナープレート単価の決定については、「土木工事設計標準歩掛等運用基準」に基づき、資材単価の決定を見積りによる場合には、実施設計単価表や物価資料に掲載されている類似品と比較検討して採用価格を決定することとなっているが、類似品となる資材があるにもかかわらずなされていなかった。</p> <p>今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(東部管整備課)</p>	<p>(I) 資材単価の採用価格決定については、「土木工事設計積算歩掛等運用基準」の認識を、所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。</p>

<p>イ 設計積算及び施工管理について 注意を求めるもの</p> <p>(ア) 平成15年度「塩原取水場内整地 工事」 (契約金額6,178万5,150円)</p> <p>a 既設コンクリート構造物の 取り壊しは、すべて土木工作 物として市場単価により設計 積算されているが、取水ポン プ棟上部については建築工作 物であり、別途に積算計上す べきであった。 今後は十分注意して、適正な 設計積算を図られたい。 (浄水施設課)</p>	<p>イ</p> <p>(ア)</p> <p>a 構造物取り壊し工事におい て、土木工作物と建築工作物 の区別を適切に判断し、今後 の積算に活かすために、課内 研修を行い周知徹底を図っ た。</p>
<p>b 「労働安全衛生規則」では、 高さが2 m以上の箇所で作業 を行う場合には、墜落による 労働者の危険を防止するた めの措置を講じなければなら ないが、既設コンクリート構 造物取り壊し中の形状計測作 業において、危険防止の措置 がなされず作業を行っていた。 今後は規則を遵守し、作業中 の安全管理について、請負者 への指導の徹底を図られたい。 (浄水施設課)</p>	<p>b 監督職員の意識再確認のた めに課内研修を行い、施工業 者へ指導徹底を書面で周知し た。 また、毎月1回安全パト ロールを行い安全管理に努めて いる。</p>

4 交通局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求め るもの</p> <p>(ア) 平成14年度「姪浜車両基地車 輪旋盤分解修理」 (契約金額3,769万5,000円)</p> <p>設計図書に、取替機材の仕様 及び数量が記載されておらず、 分解修理の施工範囲が不明確 であった。</p>	<p>ア</p> <p>(ア) 設計図書に取替機材の仕様 及び数量が記載されておらず、 分解修理の施工範囲が不明確 であったことについては、今 後、当該事項を設計図書により 明示し、かつ設計図書を精査チ ェックリストに基づいて精査 し、起工時に決裁を受けること</p>

<p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、また、責任範囲の明確化のため設計図書による明示が必要である。</p> <p>今後は十分注意され、設計図書の作成をされたい。</p> <p>(姪浜車両工場)</p>	<p>で再発を防止することとした。</p>
<p>(イ) 平成14年度「(仮称)賀茂駅換気給排水設備工事」 (契約金額3億2,757万600円)</p> <p>消火栓用補助加圧ポンプ等の価格は見積りにより決定されているが、提出された各社の見積価格に大きな開きがあった。</p> <p>見積りの内容を十分確認することなく最低見積価格を採用していた。</p> <p>見積価格の採用にあたっては、妥当性・正確性について十分に確認されたい。</p> <p>(施設計画課)</p>	<p>(イ) 見積価格の採用については妥当性・正確性等について内容の検討を十分に行うこと、また、見積を依頼する時は相手方にその内容を的確に伝えるため文章等で依頼するよう、所属職員に対して職場研修を実施し、周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 平成14年度「室見駅通信用直流電源装置更新工事」 (契約金額351万6,240円)</p> <p>本装置は、整流器盤及び蓄電池盤をそれぞれ別の箱体に分けての2面構成の仕様として見積り条件を提示し見積りが徴集され、それをもとに設計されていた。しかし、工事では1面構成で製作し、据付施工がなされていた。</p> <p>仕様内容は、決定する設計価格に大きな影響をもつものであり、見積り依頼時より十分検討し、適正な設計積算に努められたい。</p> <p>(電気課)</p>	<p>(ウ) 設計価格の決定にあたっては、仕様内容を十分検討した上で、見積もり依頼を行い、適正な設計積算を行うよう、所属職員に対し職場研修を実施し、周知徹底を図った。</p>

<p>(I) 平成15年度「橋本車両基地植栽工事」 (契約金額8,505万円)</p> <p>a 実施設計単価表及び物価資料に掲載のない単価については、見積りから単価を決定して設計積算されているが、設計に採用した単価の補正に誤りがあった。 今後は、基準・方針等を遵守し、適正な設計積算を図られたい。 (施設計画課)</p>	<p>(I)</p> <p>a 工事発注時においては、工事内容を再確認し、工事区分にしたがって基準・方針等を遵守し、適正な設計積算を行うよう所属職員に対して職場研修を実施し、周知徹底を図った。</p>
<p>b 「土木工事設計標準歩掛等運用基準」では、土木工事実施設計単価表に掲載の土砂を補足材として使用する場合は土量変化率を乗じることとしているが、ブロック舗装等盛土部の客土工において、土量変化率が考慮されていなかった。また、締固め費用の計上がなされていなかった。 今後は、十分注意し、適正な設計積算を図られたい。 (施設計画課)</p>	<p>b 工事発注時においては、工事内容を再確認し、工事区分にしたがって基準・方針等を遵守し、適正な設計積算を行うよう所属職員に対して職場研修を実施し、周知徹底を図った。</p>
<p>イ 施工管理について注意を求めるもの</p> <p>平成12年度「福岡市高速鉄道3号線茶山駅(仮称)1出入口・換気塔A及び城南中間換気所建設工事」 (契約金額3億5,884万1,700円)</p> <p>建設業退職金共済制度は、建設労働者に対して退職金を保証する制度であり、工事請負契約毎に請負者が証紙を購入しなければならないが、工事期間内において購入されていなかった。 今後は適正な制度の運用について、請負業者の指導を徹底された</p>	<p>イ 建設業退職金共済制度の運用については、現在施工中の工事請負業者に対し、当該工事毎に対象労働者数を把握し、工事期間内に必要枚数を購入するよう指導を行った。(指導件数：6件) また、当該制度の適正な運用について、所属職員に対し口頭で周知徹底を図った。</p>

<p>い。</p> <p>(建設設計課)</p>	
<p>ウ 契約事務について検討を求めるもの</p> <p>平成14年度「博多第1電気室外4電気室直流電源装置鉛蓄電池取替修理」</p> <p>(契約金額1,953万円)</p> <p>本工事は直流電源装置の鉛蓄電池を取替るものであり、既存のメーカーと特命随意契約がなされていた。</p> <p>鉛蓄電池は、特殊仕様機器ではなく、メーカーが変わったとしてもシステムの的に支障はないと考えられる。</p> <p>よって、入札による契約手法を検討されたい。</p> <p>(姪浜保守事務所)</p>	<p>ウ 蓄電池メーカーの鉛蓄電池の構造、性能、設置方法等について調査検討を行った。</p> <p>その結果、鉛蓄電池の仕様は各社ともJIS(日本工業規格)に準拠し製作されており、互換性を有していることから、システムの的に支障はないと判断し、今後は入札による契約とすることとした。</p>